

1. 件名：美浜発電所3号機における非常用ディーゼル発電機調速装置指示値上昇の検証状況について その2

2. 日時：令和4年4月1日 14時15分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（テレビ会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

武山安全規制管理官、高須統括監視指導官、小野上級原子炉解析専門官、反町主任監視指導官、山中原子力運転検査官、林原子力規制専門員

原子力規制庁 美浜原子力規制事務所

山賀事務所長、末神原子力運転検査官

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

美浜発電所 運営統括長他15名

5. 要旨

(1) 関西電力から、美浜発電所3号機A-非常用ディーゼル発電機（以下、「D/G」という。）が定期試験中に過速度トリップにより自動停止した事象について、令和4年3月14日の面談で説明があった調査に関する結果報告があった。

- D/Gの回転数調整に係る調速装置の速度設定値が変動した理由として、D/Gの停止中に所内電源系統に電力を供給する所内変圧器系統、起動変圧器系統及び予備変圧器系統のいずれかの遮断器を投入する操作を行った際に、自動同期併入装置が作動し、速度設定値を変動させることが判明した。
- 所内変圧器系統、起動変圧器系統及び予備変圧器系統の遮断器を投入する操作を行う場合の信号回路が、設計で考えていた信号回路と異なり、D/Gの停止中においても自動同期併入装置を作動させる回路となっていた。
- 今後の対策として、D/Gの停止中において、所内変圧器系統、起動変圧器系統及び予備変圧器系統の遮断器を投入する場合は、自動同期併入装置が作動しない回路に変更する。
- また、請負工事一般仕様書に、基本設計図面において、論理回路記号を用いず回路名称のみで記載した箇所が新規に作成又は変更される際の注意事項を追記し、成果物に対し仕様書を満足していることを図書審査で確認する。

(2) 原子力規制庁は、説明があった内容について確認し、事業者の調達管理における是正処置活動について日常検査で確認していく旨伝えた。

6. 面談資料

- ・美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について

以上